

( 写 )

令和 8 年 3 月 11 日

静岡労働局長  
國分 一行 殿

静岡地方労働審議会  
会長 笹原 恵

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和 8 年 1 月 5 日付け静労発基 0105 第 3 号をもって諮問のあった標記について、同日、専門部会を設け、以来 2 回にわたり慎重に審議を重ねたところ、別紙のとおりの結論に達したので答申する。  
なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長

牧田 晃子  
恒友 仁  
畑 隆

牧田法律事務所 弁護士  
一般財団法人静岡経済研究所 専務理事  
学校法人常葉大学 常葉大学経営学部 特任教授

家内労働者代表委員

今泉 竜  
杉本 翔  
丸山 玄太

日本労働組合総連合会 静岡県連合会 事務局長  
朝日電装労働組合 執行委員長  
J A M静岡 書記長

委託者代表委員

金子 誠  
鈴木 良則  
手塚 光里

矢崎総業株式会社 W/H 生産管理室  
J - A P 生産統括部 管理部長  
一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事  
株式会社小糸製作所 調達本部理事 調達管理部長

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本(キャップ通しについては1個)につき、金額欄に掲げる金額

| 業 務    | 内 容                                  | 規 格                                  | 金 額        |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------|
| カプラー差し | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。      | 15センチメートル以下の電線について行うもの               | 1本につき 45 銭 |
|        |                                      | 15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの   | 1本につき 54 銭 |
|        |                                      | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの       | 1本につき 62 銭 |
|        |                                      | 2メートルを超える電線について行うもの                  | 1本につき 76 銭 |
| チューブ通し | 電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。 | 15センチメートル以下のチューブについて行うもの             | 1本につき 32 銭 |
|        |                                      | 15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 67 銭 |
|        |                                      | 50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの     | 1本につき 76 銭 |
| キャップ通し | 電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。    |                                      | 1個につき 57 銭 |

(注)「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

4 効力発生の日

法定どおり